平成２７年（フ）第２９１号
石川県かほく市白尾ヌ12番地７、従前の住所
石川県かほく市長柄町45番地３
債務者　小池田順子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１５号
神戸市西区岩岡町野中410番地の３
債務者　石井　裕城
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
神戸市西区玉津町西河原366番地　レジデンス小西103号
債務者　村上　雅計
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２６７号
兵庫県明石市大観町16番10号　ベッセル明石102号
債務者　芦田　正一
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２６８号
神戸市西区南別府２丁目９番地の15　サウスコート友輝201号
債務者　大嶋　　豊
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２８６号
神戸市西区岩岡町岩岡616番地の170
債務者　上田桜きこと　李　美登子（ＬＥＥ　ＭＩＤＥＵＮＧＪＡ）
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２８９号
兵庫県明石市大久保町大窪1365番地の６
債務者　西山　勝弘
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
宮崎県延岡市大貫町３丁目3052番地　コーポ尾崎　305
債務者　坂本　　守
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１１６号
宮崎県延岡市桜園町80番地１　寿荘　205
債務者　渡邊　幸浩
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１６５号
富山市掛尾町435番地１　ローレックスⅡ掛尾505号
債務者　渡邉　正行
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６９号
山口県岩国市楠町２丁目７番39―202号
債務者　大溝　　明
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第７０号
山口県岩国市黒磯町２丁目52番15―303号
債務者　岩本　早苗
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第９５３号
神戸市兵庫区中道通２丁目２番18―507号
債務者　山本　朱美
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９８１号
神戸市灘区城内通１丁目５番17号　中本マンション301号室、住民票上の住所神戸市中央区東川崎町１丁目３番６―808号
債務者　楠本　敏明
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９８５号
神戸市須磨区松風町３丁目１番３―805号
債務者　北薗　正之
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９９２号
神戸市北区花山東町１番３―703号
債務者　藤本　麻子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９９４号
神戸市長田区前原町１丁目21番６号ライオンズファミリーホーム
債務者　藤本　孝子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部